



例月現金出納検査の結果報告について

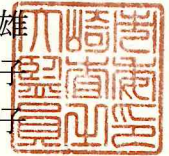
地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、大崎市監査委員が行う監査、検査及び審査の基準により例月現金出納検査を実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年4月28日

大崎市監査委員 松ヶ根典雄

大崎市監査委員 伊藤玲子

大崎市監査委員 横山悦子



記

第1 検査の種類

例月現金出納検査

第2 検査の対象

令和4年3月取扱分の一般会計・特別会計の会計管理者、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の管理者の権限に属する現金出納状況

第3 検査の事項

①地方自治法第235条の4第1項に規定する歳計現金で、既に記帳されている現金の出納については、指定金融機関からの収支日報、資金収支計画表、預金通帳・預金証書、収支月計表等の書類、残高証明書等により計数及び現金残高を確認した。

②地方自治法第235条の4第2項に規定する歳入歳出外現金で、既に記帳されている現金の出納については、指定金融機関からの収支日報、収支月計表等の書類等により計数及び現金残高を確認した。

③地方自治法第241条に規定する基金に属する現金で、既に記帳されている現金の出納については、基金等金融機関別預金調、基金定期・通知等預金証書、残高証明等により、計数及び現金残高を確認した。

④会計課の窓口で保管している税、使用料等の徴収現金については、領収書等の金額を照合するとともに、領収済通知書等の収入科目・年度等の区分について確認した。

⑤地方公営企業法施行令第22条の6に規定する現金及び有価証券については、預金通帳、預金証書、債券残高通知書、残高証明書等により計数及

